

平成 2 9 年

亀山市教育委員会 9 月定例会会議録

亀山市教育委員会 9 月定例会会議録

1. 日 時

平成 29 年 9 月 28 日 (木) 午前 9 時 30 分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	井 上 恭 司
2 番委員	大 萱 宗 靖
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育次長	大 澤 哲 也
教育総務室長 (以下総務室長という。)	原 田 和 伸
学校教育室長 (以下学校室長という。)	西 口 昌 毅
教育研究室長 (以下研究室長という。)	徳 田 浩 一
生涯学習室長 (以下生涯室長という。)	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
歴史博物館長 (以下歴博館長という。)	小 林 秀 樹
まちなみ文化財室長 (以下まち室長という。)	山 口 昌 直
子ども総合センター長 (以下センター長という。)	伊 藤 早 苗
子ども家庭室長 (以下家庭室長という。)	青 木 正 彦
子ども家庭室員 (以下家庭室員という。)	林 秀 臣
教育総務室主任主査 (書記)	草 川 正 富
教育総務室主任主事 (書記)	三 井 直 子

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（太田淳子委員）

7. 会議録の承認（7月定例会、第11回臨時会、8月定例会）

承認

8. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成29年9月定例会教育長報告」に基づき報告。

8月22日、市長からの勧めもあり、企画総務部、建設部、財務部と教育委員会で、東京都の武蔵野プレイスと荒川図書館への視察を行った。個人的には、近年開館した、駅前周辺の公的複合施設として荒川図書館が印象に残ったが、どちらも素晴らしい図書館であった。

23日、英語に関するカリキュラムマネジメント検討会議を行った。同日午後、三重県市町教育委員会教育委員等研修会に参加した。

24日、教員採用試験の用務を行った。

25日、サマーキャンプにおいて、朝、激励の言葉をかけた。同日、市議会が開会した。また、生徒指導講演会では、大半の教員が出席する中で、不登校問題の深刻さや、きめ細かい対応について話を行った。

28日、防災会議及び水防協議会や、暴力追放亀山市民会議総会に出席した。

29日、教育行政に関する情報交換会は、いわゆる教職員代表との話し合いであり、主に過重労働や各職場の状況を教えてもらった。

30日は、移行措置を含む新指導要領について、英語教育のプレ研修会を行った。また、教育委員会において部活動ガイドラインを作成している中で、現場である中学校の部活動担当や校長と打合せに参加した。

9月5日から、市議会の議案質疑や一般質問が行われた。後ほ

ど教育次長から、質問について簡単に説明を行う。

8日、中部中学校の高飛び込みの選手が、市内の中学生としては初めて国体に出場することから、表敬訪問に来庁した。

11日、亀山市の老人クラブから雑巾を1,700枚いただいた。この雑巾は、幼稚園及び小中学校へ配布させていただく。

18日、中学校の体育祭が開催された。

19日及び20日、予算決算委員会が開催された。

21日、県教委学校訪問が行われた。県教委の人事部門が中心となり、毎年計画的に6校程度訪問している。今回は、学力向上プロジェクトチームの関係部署の方も同行された。学力について、特に亀山市は、中学校において厳しい状況であることから、アドバイスをいただいた。

23日、小学校運動会が開催された。

25日、市議会が閉会した。

26日、中学校教科担当者会議は、国語及び数学を担当している全教員、研修主任と管理職が一堂に会し、県教委学力向上プロジェクトの指導主事2名とともに現状を分析し、今後の見直しを行った。現場の第一線で働いている教員に、学力について厳しい状況が伝わり切らない一方、打開策を各個人で考え、行き詰まっている状況が見られることから、組織での取組をお願いした。

大萱委員

先進地視察として、東京の図書館へ行ったとのことであるが、荒川区の図書館が良かった理由を教えてください。

教育長

荒川区は人口や予算規模は異なるが、印象に残っている。例えば、駅から少し歩いたところで、吹き抜けがあり、1階の飲食ゾーンには、行列ができるほど人気の店があった。また、各階に飲食物が持ち込める場所があったり、有名な作家を輩出していることから、その作家の書斎が復元されていたり、階段状の小ホールがあり発表の場として使用できたりした。最も印象的だったのは、乳幼児・子どものコーナーにおいて保育士が任用されていることである。そのコーナーには安全な遊具が置かれており、広いスペースが確保されている。また、乳幼児や子どもが遊びながら本に親しむスペースや一時預かり施設の部屋、授乳スペースも確保されている。ほかにも、隔離された学習室以外にも勉強するためのコーナーがうまく散りばめられている等、学びの場としてのにぎ

わいも目の当たりにした。

教育次長

荒川区の図書館はできたばかりです。下町という雰囲気があり、建物自体は凝っていませんが、スペースは非常に余裕があるように感じました。有料の託児施設があることから子育ての世代も来館していました。ほかにも、近くに公営住宅があることから、そこに住んでいるとみられる高齢者が、涼みながら新聞や本を読んだりしていました。また、自転車での来館者が多いことから、駐輪場が多く設置されていました。

一方、武蔵野プレイスはできてから6年経過しています。駅前で面積が限られているため、階層を積んでいる構造となっており、階によってコンセプトが異なります。5つの大学があるため、利用者の平均年齢が若いように感じました。また、武蔵野プレイスは学習室等において有料スペースと無料スペースがあり、考え方がしっかり整理されています。有料施設は予約をすれば並ぶ必要がない等、無料施設との差がしっかり設けられており、有料施設もかなり使用されているようでした。

教育長

運営は、武蔵野プレイスは財団が行っており、荒川区は区役所の課長が館長となっている。

教育次長

荒川区も、託児等については委託をしています。

教育長

武蔵野プレイスは地下に卓球場やスタジオ等があり、若者の居場所のような場所を提供している。複雑であり少し暗いが、人は多い。

井上委員

武蔵野プレイスは市立、荒川区の図書館は区立なのか。

教育次長

そうです。荒川区立図書館は「ゆいの森あらかわ」、武蔵野プレイスは「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」が正式名称です。

教育長

「ゆいの森あらかわ」は森の中にあるわけではないが、テラス等に木がうまく植栽されており、人工的ではあるものの緑が目にはいる造りとなっている。

井上委員

亀山市立図書館が駅前に移転した場合は、どのような名称になるのか。名称からも施設の性質が見えると思うので気になった。

教育長

亀山市は建物の名前は未定である。

教育次長

(9月議会について報告)

(ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。)

9. 議事

教育長 報告第13号「専決処分した事件の承認について」（亀山市学校医の委嘱について）を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 （提案理由説明）
（学校室長詳細説明）
（質問はなく、報告第13号は承認される。）

教育長 議案第31号「亀山市就学援助費交付要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 （提案理由説明）
（学校室長詳細説明）
（異議はなく、議案第31号は可決される。）

教育長 議案第32号「亀山市図書館整備推進委員会設置要綱の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 （提案理由説明）
（生涯室長詳細説明）

大萱委員 要綱第3条第2項第4号の公的団体等の代表者及び第5号の読書普及活動を行う団体の代表者とは具体的にどのような団体を想定しているのか。

生涯室長 公的団体は地域まちづくり協議会や自治会連合会等、普及活動を行う団体は図書館等で読書ボランティアを行っているような団体等を想定しています。

大萱委員 同条同項第9号のその他教育委員会が必要と認めた者とは、どのような人を想定しているのか。

生涯室長 現時点はそのような方は想定していませんが、例えば、融合的な図書館を作っていくに当たり、意見を聞く必要が生じた場合は第9号に掲げる者として委嘱します。

太田委員 委員は20名以内で組織することとなっているが、要綱第3条第2項に掲げる者の人数はどのように想定しているのか。また、男女比はどのように考えているのか。

生涯室長 委員の定員は20人以内であり、要綱第3条第2項第1号から第8号に掲げる者で18名程度を想定しています。そのうち、公

募は3名を想定しています。なお、公募の選考については男女比も考慮したいと考えています。

教育長 10月1日号の広報掲載とともに公募をスタートしたいと考えている。本日この要綱が認められれば、年内に委員会を立ち上げたいと考えている。

太田委員 推進委員会の会議が始まった場合、会議録は早めに教育委員会へ提出することはできるのか。

生涯室長 会議録は、ワークショップの結果と併せてできるだけ早く報告します。

宮村委員 組織について、公募が3名を想定しているということであるが、男女比のほか、年齢バランスも考慮してほしい。

生涯室長 男女比については、市の職員についてはほぼ男性になってくる可能性が高いため、関係者についてはできるだけ女性の方の声をいただけるよう調整したいと思います。また、年齢バランスについては、年長者が多いことが想定されるため、かめやま若者未来会議等にも公募の委員の応募の検討をお願いしたいと考えています。

教育長 要綱の別表に部長名が並んでいるが、4月に機構改革がされた場合は改正が必要かもしれない。

井上委員 委員予定数18人のうち8人以上市職員である。行政的な要素がかなりきつように思う。推進していく委員会であるためこのようなものなのかもしれないが、委員数を上限である20人になるよう公募の人数を増やすなど、バランスを考慮してはどうか。

生涯室長 この委員会は常に市民ワークショップと連動して開催する予定であり、新図書館をどのようにしていくかについて、市の意見を押し付けるのではなく、市民の意見と行政の意見との合意形成を図る場として活用したいと考えています。内容についても、市民ワークショップで出された意見を委員会で報告し、それらも踏まえて検討を行っていく形を考えています。

教育長 公開型ワークショップを4回行う予定となっているが、訪問型ワークショップや意見聴取会等も10回以上行う予定であることから、市民の意見を無視することはないと思われる。委員会では、これらで出された意見を正確に情報共有していく。

(ほかに質問はなく、議案第32号は可決される。)

(休憩)

(センター長、家庭室長、家庭室員入室)

10. 協議事項

教育長 協議事項1「亀山市就学前教育・保育施設の再編に関する基本方針(案)」についての説明を求める。〔継続協議〕

教育次長 (提案理由説明)
(総務室長、センター長、家庭室員説明)

宮村委員 基本方針はどのような位置付けのものか。
また、スケジュールとしていつまでを想定しているか。公共施設等総合管理計画(以下、総合管理計画という。)の期間である60年間か。それとも、総合管理計画の個別施設計画の期間である10年間か。

センター長 この基本方針は、総合計画及び総合管理計画を踏まえた上で作成しています。また、平成27年3月に市で策定した子ども・子育て支援事業計画については皆様のご理解を得ながら進めていますが、教育委員会と連携した形であることを示していないことから、この基本方針を教育委員会と市長部局の連名で作成することで、両部局が連携していることを示したいと考えています。

教育長 スケジュールについて、前回の説明では「基本方針は今後60年間の大きな方向性として策定したい」と言っているが、今後は別途10年間の個別施設計画を作成するというのでよいか。

センター長 そのとおりです。

宮村委員 子ども・子育て支援事業計画は何年間の計画か。

家庭室長 平成27年度から5か年の計画であり、福祉部局と教育委員会事務局の各室長が協議を重ね策定しました。

教育長 子ども・子育て支援事業計画は教育委員会に諮られているのか。

総務室長 説明の場はありましたが、議案や協議事項にはなっていないと思います。

宮村委員 公共施設等総合管理計画を作成し、それを基に60年間の基本方針を作成するとのことであるが、60年というのはかなり先の話である。全庁的ではなく、就学前施設のみで60年間の計画を策定しても意味がないように思うがどうか。

- 教育次長 昨年度、全庁的に60年間の施設の総合管理計画を作成し、今年度は10年間の個別施設計画を作成する予定です。よって、全庁的に、60年間の個別施設計画を作成しているわけではなく、他部署と比べ少し早く整理することになります。今後、全庁的に同様の整理を行うかについては定かではありませんが、個人的には行われたいと考えています。
- 宮村委員 60年間の総合管理計画を基に10年間の基本方針を作るのであれば理解できるが、なぜ就学前施設だけ60年間の個別施設計画や基本方針を策定するのか理解できないため、位置付けをはっきりしていただきたい。
- センター長 担当から説明します。
- 家庭室員 この基本方針は60年先を見据えており、総合管理計画と見据える先の内容は似ています。また今回、60年先を見据えた基本方針を策定したからといって、方針の効力を持たせる期間が60年間ということではなく、必要に応じて変わっていくかと思えます。そのため、基本方針も総合管理計画の個別施設計画同様10年間でよいのではないかというご意見もあるかと思いますが、それでは見方が足りないと考えているため、少なくとも10年間はこの基本方針に沿って行い、10年後状況が変わっていなければこの基本方針の考え方を踏襲していくということも含め、60年先を見据えた基本方針案を作成しています。よって、基本方針の見据える先は60年間と考えていますが、方針を維持する期間については、委員のご意見を踏まえ、十分に検討できる部分であるとと考えています。
- 宮村委員 この基本方針は60年間を見据えているが、当面10年間の基本方針であり、その後は機を見て検討し直すということであるが、基本方針の対象期間が何年であるということを盛り込むことはできないのか。
- 家庭室員 その点を基本方針に盛り込むことは可能です。5、10、15、20、30年後というように、あまり細かく刻む必要がないと考え、今は記載していませんが、ご意見をいただく中でそのような考え方もあるかと思えますので、十分に検討したいと思えます。
- 教育長 昨年度、60年先を見据えた総合管理計画が策定されたばかりであるにも関わらず、なぜ就学前施設だけ60年先を見据えた基

本方針を策定するのか。小中学校についても、60年先を見据えた基本方針を作る予定はあるのか。

総務室長 小中学校について、総合管理計画やその個別施設計画のほかに、基本方針等を作る予定はありません。また、文科省等が作るよう要請しているのは総合管理計画と個別施設計画のみです。

教育長 そのような中、なぜ就学前施設のみ基本方針を作るのか。その部分をはっきり説明してほしい。

家庭室員 総合管理計画よりも細かい内容で作成しているため、完全に内容が被っているとは認識していません。今年度、就学前施設の個別施設計画を作成する際、この基本方針を基に作成する予定です。

教育長 内容が被っていないのは分かるが、なぜ就学前施設のみ、このような基本方針を作成するのか。

家庭室員 亀山市としては、5年間の計画ではあるものの、子ども・子育て支援事業計画において、今回の基本方針に近い内容をまとめています。しかし、教育委員会では認められていないことから、意思決定が十分にされていないと考えられます。よって、就学前施設は市長部局の所管である保育所や認定こども園だけではなく、教育委員会の所管である幼稚園も含まれるため、教育委員会でも十分に検討し、ご理解いただいた上で、連名で基本方針のようなものを作成した方がよいのではないかと考えました。昨年度ちょうど、60年を見据えた総合管理計画を作成し、その下に今年度新たに個別施設計画を作成することになったことから、その中間を埋められるような方針があってもよいのではないかと考えて整理をしています。ほかの分野については、必ずしも就学前施設と同様の基本方針が必要なわけではないかもしれませんが、もし必要であれば必要に応じて作成していくと思われまます。ただし、就学前施設については、市長部局と教育委員会が所管する施設が存在することから、連名で基本方針を作成した方がよいと考え、今回提案しています。

教育長 「ある方がよい」ということは、「なくてもよい」という考えにもなってくる。8月定例会で総務室長から「教育委員会と関連する事務については、教育委員会の意見を聞かなくてはならないことが規則で定められている」と聞いた。ということ、関連する事案が発生する度に教育委員会に意見を聞いていただければよ

いという考え方もあると思う。

例えば、認定こども園を新たに法務局跡地に建てる案件については、総合教育会議で市長から打診があり、概ね了解を出している。

総務室長 「教育委員会の意見を聞かなくてはならない」と規則で定められている教育委員会に関連する事務は、認定こども園についてのものであり、認定こども園の設置や廃止、教育課程等を指します。

教育長 新たに就学前教育・保育施設を建てる場合は認定こども園であるということである。その際、どこかの幼稚園と保育所を合併するような事案が発生した場合は、その都度教育委員会に意見を聞いていただければよいのではないかと思う。

大萱委員 私も前回、基本方針を連名で作成するのはどうかと発言している。

平成28年度に関幼稚園が関保育園と合併し関認定こども園アスレとなったことから、教育委員会の所管ではなくなった。そのため幼稚園訪問もなくなり、現在どのようになっているのか情報が入らず分からない。そのため、今後、既存の幼稚園が認定こども園へ移行するとなった場合、どのように関わっていけばよいか見えてこないし、認定こども園の良さを理解していない。そのような中で、今回のような基本方針を連名で作成するのはおかしいと考えている。教育長の言うとおり、認定こども園に関する事案が発生した場合は、その都度教育委員会の意見を聞いていただければよいのではないか。

井上委員 7ページ「3. 基本方針」4行目に「低年齢児（0歳から2歳児）の利用ニーズの高まりが予想される」、9行目に「低年齢児の受入が厳しい状況が続く」と記載されている。つまり、低年齢児についての課題が大きいということである。ということは、「現在低年齢児を受け入れている保育所を拡充する」という結論も有り得ると思う。しかし、基本方針では全て認定こども園に持っていくとされており、その理由がよく分からない。前回は質問しているが、認定こども園は万能とまでは言わないが、種々の課題を解決するための施設なのか。認定こども園の存在理由や意義が触れられていないままに基本方針を作成するのはいかがなものかと思う。

教育長 基本方針の核となる部分は7ページであり、特に5つの◎部分である。そのうち、教育委員会としては、◎の2つ目「施設の統廃合の検討」と4つ目「既存施設の認定こども園への移行」に深く関わっており、本日の協議で同意すれば、幼稚園の統廃合や、既存の幼稚園を建替える場合は状況に応じて認定こども園にすることに同意したことになる。そのため、連名にしたいのだと理解している。

2点目は「施設の統廃合の検討を行います」ではなく「統廃合も視野にいれて検討していきます」に、4点目は「既存の幼稚園・保育所については」から「幼稚園」を削除し、文末に「その際、市内公立幼稚園との統合も考えられることから、教育委員会と調整しながら進めます」という内容を追記してほしい。そうすると、連名である必要はなく、幼稚園が関係する際、その都度教育委員会と協議すればよくなると思う。

幼稚園や保育所全体の認定こども園化には誰も反対していない。

センター長 この基本方針は、就学前教育・保育施設の今後の向かっていく方向性を定める骨子であり、幼稚園に係る案件が発生した都度の確認は必要であると考えています。

教育長 現在、認定こども園についての計画は、3つの施設までの案に留まっていると思うが、この基本計画には「今後、新たな施設の建設や既存施設の建替を検討する施設については、認定こども園への移行を進める」という少し踏み込んだ内容が書かれている。それは結構である。しかし、◎の2つ目と4つ目に記載されている「幼稚園」という言葉については、削除しても問題がないのではないか。

センター長 亀山市全体の就学前教育・保育施設を考えていく上で、「幼稚園」という言葉を削除する必要があるとは思いません。この方針では、個別の施設に対して「……します」と言い切っているわけではなく、「必ずやってくる再編や建替時期が来た際、施設の状況や周りの環境、時代の流れ等を総合的に見て、認定こども園への移行が必要かは再度確認する」という内容にしていますが、そう読むことはできませんか。

教育長 仮に、幼稚園の所管が福祉部局へ移ったとしても、幼稚園の案件に関しては教育委員会に確認が必要である。ということは、こ

の基本方針から「幼稚園」という言葉を削除しても問題がない。

家庭室員

組織がどうなったとしても、規則が変わらない以上、幼稚園に関する案件について、教育委員会に確認するのは当然のことです。今回の基本方針では、そのことを変えたいのではなく、今後、就学前教育・保育施設の建替等が必要となったときに、方向性だけでも教育委員会と福祉部局で共有して持っているということを形にするべきではないかと考え、この基本方針を作成しています。

教育長

微妙なところで考えの相違がある。

宮村委員

拘っているようであるが、総合管理計画は7ページ「5 基本方針」の5つの◎とどの程度関わってくるのか。総合管理計画は福祉部局のみで作成しており、教育委員会の合意はなかったのか。

家庭室員

総合管理計画は福祉部局のみではなく、市長始め、副市長、教育長、部長級全職員が参加されている行政改革の組織の中で議論を重ね策定されています。よって、教育委員会へ合意形成があったかについては私たちには分かりません。

宮村委員

恐らくそうだと思う。そういう意味では教育委員会事務局と協議もしくは合議がされていると思う。その中で、認定こども園化や民営化を含めた再配置の基本方針が示されているということでよいか。

家庭室員

委員のおっしゃるほど細かい括りではなく、「子育て施設」等の括りで策定されています。

教育長

総合管理計画は、学校であっても、他の公共施設と合体したり、小中学校を合体したりというパターンが、例示で数件述べられている程度であり、数等を含め具体的なことは述べられていない。60年後に公共施設の面積を25%削減するという大本の方針の中で、このようなことが考えられるという例示が書かれているだけである。

宮村委員

ということは、今回作成した基本方針7ページの5つの項目について、具体的には触れられていないということか。

家庭室員

そこまでのレベルについての記載はありません。

教育次長

手元に資料がありますので、内容を説明します。

子育て施設の主な施設として、幼稚園や保育所、認定こども園等が挙げられており、基本方針としては「園児数や保育ニーズ、送迎配置等を総合的に勘案し、認定こども園化や民営化を含め、

再配置を行います」と記載されています。従って、将来イメージとしては、既存の幼稚園や保育所等の建替を行う際は集約し、認定こども園化を検討するという形で示されています。

教育長 流れとしてはこのままでよいと思う。しかし、学校教育ビジョンも生涯学習計画も表紙には「亀山市」としか記載されておらず、「亀山市教育委員会」の連名になっていない。そのため、この基本方針を連名にすることに不自然さを感じる。このことは、前回の会議でも指摘している。

センター長 福祉部局と教育委員会で、縦割りではなく一緒に考えているという姿勢を示すためにも、連名にしたいという思いもあります。

教育長 この会議で認められれば、「亀山市」として策定すればよいと思う。

家庭室員 「亀山市」と「亀山市教育委員会」の連名に拘っているわけではありませんので、会議で認めていただいたということであれば、表紙は「亀山市」のみでもよいと思います。

井上委員 話はそれるが、私が気になっているのは「なぜ認定こども園なのか」という点だけである。4ページに認定こども園の良さが記載されているのであれば、7ページの基本方針でも堂々と認定こども園の良さを述べてはどうか。今、基本方針にはニーズについてしか書かれていない。ニーズだけを考えるのであれば、0歳児から2歳児の受け皿である保育所を拡充すればよいだけである。基本方針に認定こども園の良さを示さないと、話がなかなか進まないと思う。

家庭室員 認定こども園の良さは4ページに示していますが、7ページの基本方針でも明らかにするべきだということでしょうか。

井上委員 自信を持って書けるのであればそうしてほしい。以前も述べたが、認定こども園がそんなに優れた機能を持っているのであれば、全国的にもっと普及しているはずである。しかしそのような事実あまり見られない。私は専門ではないため分からないが、普及しないのは、何かちゅうちょするような要因があるのではないかと思う。亀山市の子どもたちが、認定こども園の恩恵を何か受けられるということが書かれていれば説得力がある。

センター長 認定こども園は、子どもと親にとって良いところがあります。親の就労に関わらず入園できる点が良いという一番大きな理由で

す。例えば、保育所に通っているお子さんがいるお母さんが第2子を出産する際、最近は育児休業が充実していることから2、3年の育児休暇を取得すると、第1子のお子さんは保育所を退所、幼稚園等へ転園する等しなければなりません。また育児休業後、いざ仕事に復帰するとき、入所できる保育所がないかもしれません。その際、保育所を拡充しただけでは対処できませんが、認定こども園であれば転園等をする必要がなくなります。

井上委員 その話はこれまでからも話に挙がっており、分かりやすく、誰も否定していない。ということは、認定こども園化を進める理由は、親の就労が一番大きな理由なのか。それ以外の理由が4ページに書かれている。認定こども園化を進める理由は、親の就労なのか、子どもにとってなのか、職員にとってなのか、それとも市全体にとってなのか。これでは分からない。

家庭室長 認定こども園の良さは、4ページに記載しているとおりであり、それに加えセンター長が説明したとおりでありますが、今回作成した基本方針では、就学前施設についての今後の在り方や方向性を示しています。その中には、低年齢児が増えていることや公立や民間の幼稚園及び保育所の園児数の推移等も記載しています。また将来、就学前保育・教育施設の建替の時期に、市としてどのような考え方を持って進むのかを考えた際、施設の建替という考えもありますが、幼稚園と保育所両方の考え方を併せ持ち、保護者の就労等のニーズに合っている認定こども園化を行うという考えで整理しています。50年後、60年後に建替える際、保育所や幼稚園を建てるという結論になってもよいと思います。しかし、基本的には認定こども園を建てるという考え方を持ったうえで検討したいと考えています。

井上委員 基本方針には、施設の「整備」ではなく「再編」という言葉が使用されている。園児数や職員数は分からないが、施設数は減っていく。つまり、統廃合という考えの中で進めているということか。

家庭室長 施設の全てが減っていくという方向ではありませんが、増えることは考えにくいと思います。

宮村委員 衆議院議員の選挙が近いようであり、就学前保育・教育無償化を公約としている政党もある。選挙がどうなるかは分からないが、

幼児教育が無償化されるかもしれない中で、法律で定められたわけではない60年も先の基本方針を作る意味があるのか。「基本方針」ではなく、「在り方」等の緩いものではないのか。

センター長 方針を具体的に絞るのではなく、総合管理計画を踏まえ、大きな流れで作成したということを示したいため60年というスケジュールで作成しましたが、60年という言葉が先走りしすぎであれば、検討したいと思います。今後、就学前保育・教育施設の建替を行う場合に認定こども園を建てることは決定事項ではなく、あくまで、その時期にその都度考えていく際の基本となる大きな方向です。建替を検討する都度、教育委員会との協議は必要ですが、どの施設を建てるか等その都度小出しに検討するのではなく、大きな方向を共有するために作成するものであるという位置付けでご理解いただきたいと思います。

教育長 市議会において、「新図書館は現図書館の面積が2倍、3倍になる予定であり、総合管理計画に反する」というご意見やご質問もいただいたが、この基本計画は60年先のことであるためどうなっているか分からない。

認定こども園のよさを7ページに書き加えることは可能か。
できると思います。

家庭室員

教育長

7ページの5つの◎について、改めて委員に尋ねる。

1つ目「認定こども園整備の推進」について異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

2つ目「施設の統廃合の検討」について異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

3つ目「拠点施設の整備」について異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

5つ目「民間活力の活用」について異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

4つ目「既存施設の認定こども園への移行」については、内容が矛盾している気がする。後半には「認定こども園への移行を進める」と記載されており、1つ目や2つ目の◎と同じ内容が書かれている。つまり、既存の施設をすぐに認定こども園にするのではないということである。しかし、前半には「受入児童数に余裕のある施設については、保育需要への悪影響のない範囲で認定こ

ども園への移行を検討する」と記載されている。現在、低年齢児は受け入れが難しい状況であるが、保育所や幼稚園の3歳児から5歳児は定員割れしている。定員割れが大きく進んだ場合も認定こども園化は考えられるのか。もし、昼生保育園や加太保育園が大きく定員割れしても認定こども園化は考えられるのか。定員割れした場合は、認定こども園化ではなく、統廃合を考えるのが先ではないかと思うがどうか。仮に加太保育園が大きく定員割れした場合は、認定こども園にするのではなく、関認定こども園アスレと統合するという考えもあり得る。そのように考えると、4つ目の◎は相反しているように思う。

家庭室長 加太保育園や昼生保育園で定員割れした場合、認定こども園化ということは考えられると思います。現在保育所では、親が就労している家庭のお子さんのみを預かっていますが、認定こども園化すると、就労の有無に関わらずお子さんを預かることができるようになります。

教育長 加太保育園の存続に関わるが、関認定こども園アスレで事が足りる場合もある。

家庭室長 そのような考え方もあるかと思いますが、加太保育園を認定こども園化すれば、親の就労に関わらずお子さんをお預かりすることができます。

教育長 4つ目の◎の中で、そのように相反する考え方が並列して書かれている。その方針が、建替の都度検討されるのはおかしいと思う。

センター長 時系列について記載していませんが、既存の幼稚園については現在の運営を行い、建替等を検討するのはかなり先の話です。しかしそれまでの間に、親の就労に関わらず子どもを地元の園に預けられる、人数的な余裕が一番ある施設は加太保育園です。加太保育園は、ソフト面で大変豊かな活動を行っていることから、子どもが集まり、加太小学校へ繋がっていけるとよいと考えています。

教育長 そうすると、ますます小学校に影響する。センター長の発言は、子どもを呼び込むように聞こえたが、加太小学校は白川小学校のように特認校ではなく、校区外の児童を受け入れていない。そうすると、加太保育園を認定こども園にして子どもを呼び込んでも、

校区外の子どもは加太小学校には入学できず、繋がりは生まれ
ない。

センター長 今すぐに加太小学校を特認校にしてほしいとお願いするわけ
はありません。現段階では、親が子どもに豊かな体験等をさせたい
と考えたときに加太の認定こども園に来ていただき、その後小
学校について考えたとき、移住を選択するかもしれません。

教育長 そうであれば、相反する意見を基本方針に記載する必要はない。
白川地区に認定こども園を作る方が公平である。仮に、加太地区
に認定こども園を作った場合、加太の保護者だけにはよいかもしれ
ない。しかし、そうすると、小学校区に幼稚園のない昼生の保
護者も認定こども園にしてほしいという要望が出るかもしれない。

センター長 受入児童数に余裕のある保育所について認定こども園への移行
を検討する予定であり、昼生保育園は受入児童数に余裕がありま
せん。働かなければならない保護者の子どもを預ける場所を減ら
してはいけないと考えています。

教育長 アスレは受入児童数に余裕はないのか。

センター長 余裕はありません。市内の保育所で余裕があるのは加太保育園
のみです。アスレの3歳から5歳児クラスは若干余裕があります。

家庭室長 現在運営している中で、保育需要への影響ない範囲で検討した
場合は、加太幼稚園の認定こども園への移行が考えられます。

教育長 それはよいが、先ほど認定こども園へ移行することで小学校へ
繋げるような発言があった。

センター長 その発言は取り下げます。

教育長 7ページの基本方針の5つの◎について、委員の異議がなけれ
ば、本日で協議が終わることとなるがどうか。

大萱委員 連名のままということか。

教育長 連名については、検討するということである。

太田委員 センター長や家庭室員の話では、子どもを受け入れる幅が広が
るということである。基本方針というよりは、教育委員会と福祉
部局とが今後一緒に考えていくための考え方として解釈しており、
異議はない。

宮村委員 世の中は激しく変動しており、どのように先を見通すかについ
て私自身も自信がない。要は、総合教育会議なのか別にこのよう
な場を設けるのかは分からないが、このようなことを教育委員会

と福祉部局で話し合っていくことが非常に大切であると思う。この基本方針は、教育委員会と福祉部局で決定したということではなく、今後の在り方を確認していくための資料であるという認識であれば、今後に繋げていってよいと思う。

大萱委員 基本方針の内容に反対ではない。60年という長い流れの中で、今後の市の状況はどのようになっていくか分からないため、その都度検討していけばよいと思う。

ただ、幼稚園が認定こども園になったときに、教育委員会の手を離れていき、関わりがなく、全く目の届かないところに行く。それは時代の流れもあり、仕方がないことではあるが、基本方針について市と教育委員会が連名になっているのはどうかと思う。

井上委員 認定こども園への移行を先駆けて行うことについて反対はしていない。しかし、7ページの基本方針には、ニーズに対して受け皿が足りないことしか記載されていない。受け皿が足りないのであれば保育園を増やせばよいという意見になる。なぜ認定こども園化を進めるのかについて赤裸々に書いてもらいたい。例えば、親の就労に左右されないことや、小学校入学までの集団生活を体験できること、就学前教育の考え方として「幼保共通カリキュラム」を持っていること等を記載すればよいと思う。

教育長 教育委員会としては、反対するわけではない。しかし、いくつか注文が出されたと思う。最大限検討してもらえるか。

センター長 大きな流れとして賛成していただき、ありがたく思いますが、たくさんご意見をいただいたので、もう一度詳細を整理し、また示させていただきます。

教育長 直接関係はないが、学校教育が関係するときは、協議をしてほしい。就学前教育は義務教育に入ってから以上に重要であるという思いを持っており、例えば、教育研究室は体力向上のインストラクターを就学前施設に派遣している。認定こども園の形だけ整えるのではなく、就学前教育や保育の中身についての充実をお願いしたい。

仮に、全ての公立幼稚園がなくなると幼稚園指導主事はいなくなる。なくならなくても、就学前の児童は保育園の方が断然多くなる。保育園に指導主事という立場の人を置いてもらえるのか。保育園の保育士に指導やアドバイスするポジションがとても重要

であると思う。

(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

(センター長、家庭室長、家庭室員退室)

1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「平成30年度亀山市立幼稚園入園児募集要項」について説明を求める。

(総務室長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「亀山市部活動ガイドラインの策定」について説明を求める。

(学校室長説明)

井上委員 25ページと26ページの総則の中で「保健体育」が抜粋されているが、部活には文化系もある。文化系については書きようがないのかもしれないが、これでよいのか。

27ページ、顧問の役割について「生活指導」と記載されている。「生徒指導」ではなく、意図的に「生活指導」と記載しているのか。

同ページ、複数顧問制について、「顧問は複数配置することが望ましいです」と記載されているが、個人的に「望ましい」に「です」を付けなくてもよいと思う。

学校室長 部活動には文化系と体育系がありますが、どちらかという体育系の練習状況等に重きを置いた内容になっているため、保健体育について抜粋しています。

「生活指導」という言葉は「生徒指導」という意味で使用しており、違いは特に意識していません。

「望ましいです」という言い回しについては、やわらかい言葉遣いのガイドラインにしたかったため使用しています。

井上委員 文科省は「生徒指導」で統一しているのではないか。

教育長 市外や県外の先進事例を勉強しながら作成しているため、必ずしも間違いというわけではない。

32ページに、「土日に1日、平日に1日部活を行わない」と記載している。委員へ「部活をしてもらえないのか」という質問

があるかもしれないが、年間平均してこの形をとっているのであり、試合前のハイシーズンは例外もあることを知っておいていただきたい。

28ページに「部活動指導員」という言葉があるが、これは法律が変わり、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭等に倣って部活動指導員という正規の役職が位置付けられた。部活動指導員は引率や会計業務もできるため先生の負担が減る。一方、市は報酬を払う必要があるため、部活動指導員の報酬の予算を要求する予定である。

太田委員 「教職員」と「教員」、「顧問」と「指導者」の違いはなにか。様々な言葉があるため整理してほしい。

29ページ(5)①「部活動指導員の職務」に「校長は、部活動指導員に部活の顧問を命じることができること」と記載されているが、これは職務の内容に入るのか。

33ページ5(1)「安全管理・事故防止に関する考え方と留意点」の①から③のうち、③のみ「安全点検と安全管理」と記載されているが、①と②は安全管理ではないのか。表現が統一されていない印象を受ける。表現をもう少し工夫してはどうか。

学校室長 「安全管理・事故防止に関する考え方と留意点」について、③は施設や設備等、物に関して記載しているため、「安全点検と安全管理」という言葉を使用しています。

「顧問」と「指導者」の使い分けについては、「外部指導員」という言葉も含め使い分けています。「教職員」と「教員」については、今後、見直しの際は「教員」に統一します。

部活動指導員の職務について、部活動指導員は部活動を指導するという意味で配置しますが、教員と部活動指導員の双方が顧問である場合や、部活動指導員のみで顧問をする場合等がありますので、それらに対応できるような言葉で記載しています。またこの内容は、文科省の説明を使用しています。

教育長 部活動指導員については、今後、国や県から通知が届いた場合、その都度見直すこととなっているため、細かい修正点はその時に修正する。

宮村委員 部活動ガイドラインは、市として初めて作成するものか。

教育長 そのとおりである。

- 宮村委員 「外部指導者（亀山市運動部活動支援員）」と「部活動指導員」は違うのか。
- 学校室長 外部指導者は、現在そのような事業があり、引率等はできませんが技術的指導ができる方を指します。部活動指導員はそれとは異なり、学校の職員として役職を作っていくものです。
- 宮村委員 部活動指導員は教員なのか。
- 教育長 教員免許を持っていれば教員ということになる。例えば、非常勤講師が授業後に部活動指導員として指導することもできるようになる。しかし、現在は部活動指導員という職務がないため、人員確保、人的配置、運用体制の整備等については検討を行っていくという段階である。
- 宮村委員 部活動指導員は学校職員であるため、外部指導者とは異なり、引率等ができるようになるということか。
- 教育長 そのとおりである。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項3「亀山市教育研究会指定校発表」について説明を求め。
(研究室長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項4「学力向上」について説明を求め。
(研究室長説明)
- 井上委員 感想であるが、51ページ「このような様々な課題……。」の内容は、若年層について記載されており、しっくりこない。指導力については若年層に責任があるかもしれないが、配置については若年層に責任はなく、県教委に責任がある。また、学校には様々な年代の教員が集まっているにも関わらず、若年層のみに責任があるような内容となっている印象を受ける。教育長報告ではもう少し内容があったような気がするが、この報告内容はどうかと思う。
- 研究室長 ここに記載している内容は、若年層の先生がだめというわけではありません。リーダーシップについては、若年層にのみ発揮するのではなく、学校運営そのものであると思っており、学校教育ビジョンや学力向上推進計画も包括した中で課題を克服していこ

うと考えています。若年層について若干強調した表現に見えますが、そのように理解いただきたいと思います。

井上委員

なかなか理解できない。

教育長

今後気を付ける。

井上委員

気を付けてほしい。若年層以外の教員が全員しっかりしているとは思わない。若年層以外の教員がしっかりしていれば、若年層の教員はもっと伸びている。職場を組織的にしっかり見なければ、所期の目的は達成できない。

教育長

校長会では、40代、50代に対し中核的なリーダーの自覚の植え付けをし、組織的に指導力の向上等を行ってほしいと伝えてある。また、今度の井田川小学校の研究発表会でもその点について触れたいと思う

井上委員

ぜひともお願いしたい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項5「亀山市立図書館運営委員会委員の委嘱」について説明を求める。

(図書館長説明)

井上委員

委員5名のうち、2名市職、1名元市職、1名県職であるが、このような選出でよいのか。

図書館長

そのような観点では、委員の選出区分に偏りがありますが、全員一市民として図書館を利用していただいている方という観点で選出しています。

教育長

元市職員については、図書館運営委員会の委員には全く関係ないため、備考欄は空欄でよい。

図書館長

今後そのようにします。

大萱委員

図書館整備推進委員会には図書館運営委員会の委員は入らないのか。

生涯室長

別の委員会であるため、整備推進委員会には入らないと考えています。

大萱委員

整備推進委員会で、運営委員の代弁は誰が行うのか。

生涯室長

図書館運営委員会のほかに、生涯学習推進会議や社会教育委員会もあり、それらの意見は整備推進委員会へ出させていただきます。

大萱委員

整備推進委員会に入ってもらわなくても問題ないのか。

生涯室長 基本的には、運営委員会は現況の図書館の運営についての委員会ですので、新しい図書館へのご意見については、必要に応じて整備推進委員会へ報告します。

（ほかに質問はなく、報告を終わる。）

教育長 報告事項6「図書館利用状況について」説明を求める。

（図書館長説明）

（質問はなく、報告を終わる。）

教育長 報告事項7「教育委員会行事報告及び予定表」について説明を求める。

（総務室長、学校室長、研究室長、生涯室長、図書館長、まち室長、歴博館長説明）

宮村委員 先日、歴史博物館の企画展を拝見した。色々な説明文があるが、振り仮名がないため見にくかった。企画展では振り仮名は付けられないものなのか。

歴博館長 今回の企画展では、振り仮名は初めて出てきたときのみ振っており、それ以降は付けていません。しかし、毎回そのように振り仮名を付けているわけではなく、内容によっては全ての漢字に振り仮名を付ける場合もあります。例えば、夏に行う子ども向けの展示には全ての漢字に振り仮名を付けます。よって、振り仮名だけではなく、説明文の量や文字の大きさ等も統一せず、各展示内容に合わせて考えています。今後どうするかについては、改めて検討したいと思います。

（ほかに質問はなく、報告を終わる。）

12. その他

教育長 10月定例会は10月18日（水）午後1時30分からとする。

13. 閉会

午後0時55分